



\*社内に笑顔を咲かせましょう\*

◆業務ご案内◆

- ・労務管理・年金等のご相談
- ・給与計算・年末調整
- ・就業規則・諸規程のご相談・作成
- ・人事・賃金制度に関するご提案
- ・労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- ・労災に関するご相談・請求手続き



蒸し暑い天气が続きますが、皆さまいかがお過ごしでしょうか？ 夏が苦手な私としては、今年は暑くなるのが早いのでは？と感じています。

さてそんな中、先日は親戚の結婚式でした。久々に出た結婚式は今風で、仲人も立てなければ、来賓の挨拶もなく、花嫁の父親が、こんな結婚式でいいのかな？なんて言うておりましたが、形式ばったものは必要ない、ということなののでしょうか。でも、幸せな気分を本当にたくさんもらいました。

これから暑さがどんどん厳しくなりますので、どうぞご自愛くださいませ。



\*先輩に聞いた気になる新人の言動\*

新年度が始まって3ヶ月。新入社員も職場に慣れてきた頃でしょう。新人を日々指導する先輩社員に気になる新人の言動について尋ねました。(日経プラス1より)

1. メモを取らずに同じことを何度も聞く。
2. あいさつがきちんとできない。
3. 指示待ちで言われたことしかやらない。
4. 雑用を率先してやろうとしない。
5. 同じミスを何度も繰り返す。

意識の違いを乗り越えるための先輩の心構えとしては、

- 仕事のやり方だけでなく、その意味や目的も細かく伝える。
- 「ほめる」「しかる」は後回しにせず、その場で。
- 「挨拶は新人から」ではなく、自ら率先して声を掛ける。
- 先輩を指導し、能力を引き出すことは自分が成長する好機でもあると考える。

## ★これで完璧！ 1月の事務



### ☆健保・厚生年金の報酬月額算定基礎届の提出☆

7月1日現在在籍する社会保険の加入者（6月1日以降に加入した人を除く）について、「健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届」（算定基礎届）を社会保険事務所に提出します。また、4月支払いの給与から昇給・降給・給与体系の変更があったことにより現在の等級より2等級差が出る人については「被保険者報酬月額変更届」を算定基礎届に代えて提出します。提出期限は7月1日から12日までの間です。

### ☆住民税特別徴収☆

平成21年分の所得に対する住民税の特別徴収（給与天引き）が6月給与から始まっていますが、通常は6月と7月以降の金額が異なりますので、確認をして給与から控除しましょう。

### ☆賞与からの健保・厚生年金保険料の徴収と賞与支払届の提出☆

社会保険の被保険者については、健康保険（都道府県ごとに異なります。料率は、通信22年3月号参照ください） 介護保険 7.5/1,000 厚生年金保険 78.52/1,000 雇用保険（一般）6/1,000（建設）7/1,000 の保険料をそれぞれ徴収します。健康保険・厚生年金保険については、支給日から5日以内に「賞与支払届」を作成し提出します。

### ☆源泉徴収税額、特別徴収税額の納付☆

6月分の所得税の源泉徴収税額、住民税の特別徴収税額を、7月12日までに納付。

### ☆社会保険料、児童手当拠出金の納付☆

6月分の社会保険料・児童手当拠出金を 8月2日までに納付。

### ☆5月決算法人の確定申告と納税☆

5月決算法人の確定申告と納税、11月決算法人の中間（予定）申告と納税がともに 7月中の決算応答日までです。



## \*職場のメンタルヘルス\* 部下のサインに気付いていますか？

職場で、うつ病などの心の病を患う人が増えています。こうしたメンタルヘルスの悪化は、個人の問題にとどまらず会社の競争力にも影響が出てきますので、職場でも早期の対策が必要になってきます。心の病は、早期発見、早期対応が大切だとされていて、とりわけ職場の上司が早めに不調に気づいてあげることが重要だと言われています。といっても、専門家ではないのに早期発見なんて…と思われるかもしれません。

メンタルヘルスに問題を抱えている人は、行動や様子に以前からと比べて変化が表れてくるそうです。以下が主な不調のサインです。

- 遅刻・欠勤が増える。
- 居眠りやぼーっとしていることが増える
- 仕事中にふらっと席を外すことが多くなる
- 仕事でミスが増える
- 仕事のスピードが遅くなる
- 忙しくないのに残業している
- 顧客からのクレームが増える
- 時間が守れなくなる
- 身だしなみがだらしなくなる
- アルコールのにおいがする
- 昼食や飲み会を断る
- 報告や相談などの会話がなくなる
- 毎日のように頭痛や腹痛を訴える

これらは、「今までとは違って最近」というところがポイントです。もともと遅刻が多い人や身だしなみがだらしない人は、ここでは関係ありません。

そして、こうした変化に気づいたら、まずは声を掛け話を聞いてあげましょう。ただし上司は病気の専門家ではないため、自分が治してあげないと、と思う必要は全くなく、大切なことは医療機関へつなぐことです。

こういったことに気づいていながら、特に何の対策も会社として取らなかった場合には、会社の安全配慮義務違反も問われかねませんので、注意が必要です。

### \*いきいきした会社づくりをお手伝い\*

羽渕貴久子社会保険労務士事務所  
社会保険労務士 羽渕貴久子  
TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554  
E-MAIL habuchi@sky.memail.jp  
URL <http://ikiiki30.com/>

